○防衛省令第十一号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第六十四条第四項の規定に基づき、統合幕僚学校組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十七日

防衛大臣　森本　敏

統合幕僚学校組織規則の一部を改正する省令

統合幕僚学校組織規則（昭和三十六年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二室」を「一室」に改め、「研究室」を削る。

第五条第十号中「研究室並びに」を削る。

第六条各号中「教育訓練」の下に「及び調査研究」を加える。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附　則

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。